

令和2年度 個人住民税のしおり

大町市

市民税・県民税は、1月1日現在の住所地で前年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の所得等を申告していただき、それに基づいて課税されます。

このご案内は、申告にあたっての所得の内容・控除関係・税金の計算などについて説明してあります。よくお読みいただいて申告をされますようお願いします。

1. 申告が必要な人

- 令和2年1月1日現在、大町市に住所のある人で、以下に該当する人
 - ※非課税年金(障害・遺族・老齢福祉年金)を受けている人
 - ※令和元(平成31)年中に収入がなく、家族等の扶養になっていない人、又は大町市外に住んでいる人の扶養になっている人
 - ※令和元(平成31)年中に、給与や公的年金以外の収入があった人
 - 例：家内労働者としての収入、配分金、個人年金、事業所得、不動産所得等
 - ※公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除がある人

2. 申告をしなくてもよい人

- 税務署へ令和元(平成31)年分所得税の確定申告書を提出する人
- 令和元(平成31)年の収入が、年末調整の済んでいる給与収入だけの人
- 令和元(平成31)年に収入がなく、大町市内に住んでいる人の扶養になっている人(ただし、国民健康保険加入者や後期高齢者医療保険被保険者およびその世帯員は申告が必要です。)
- 収入が公的年金等だけで、他に所得がなく、次に該当する人
 - 65歳未満の人 65歳以上の人
 - 公的年金等収入 98万円以下 公的年金等収入 148万円以下

3. 申告用紙

申告用紙は申告相談会会場または税務課税務係(11番窓口)に用意してあります。

●所得

種類	収入金額	必要経費		
事業	営業等 卸売業、製造業、小売業、飲食業、サービス業など営業から生ずる収入 医師、弁護士、税理士、作家、外交員などの事業から生ずる収入	仕入、給料、減価償却、地代、水道光熱、修繕、消耗品等の費用		
	農業 農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育、わら加工、酪農品の生産などから生ずる収入			
不動産	地代、家賃、貸間、土地や家屋の権利金などの収入			
配当	株式や出資金の配当、余剰金の配分金などの収入 (注)上場株式等に係る配当所得については、分離課税を選択し、上場株式等に係る譲渡損失と損益通算することができます。	株式の元本を取得するために要した負債の利子		
雑	作家以外の人の原稿料、非営業貸付金利子など他の所得に含まれないもの	収入を得るために要した費用		
	公的年金や恩給の所得の速算表 (以下の区分により所得を求める)			
	65歳未満の人		65歳以上の人	
	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の所得金額	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の所得金額
	70万円以下	0円	120万円以下	0円
	70万円超 130万円未満	(A) - 700,000円	120万円超 330万円未満	(A) - 1,200,000円
	130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 375,000円	330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 375,000円
410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 785,000円	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 785,000円	
770万円以上	(A) × 95% - 1,555,000円	770万円以上	(A) × 95% - 1,555,000円	

問い合わせ先

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

大町市役所税務課税務係 電話(有線) 22-0420 内線 443・444・448

種 類	収入金額	必要経費	
総合譲渡時	車輛、機械器具などの譲渡収入 賞金、競輪、競馬等の払戻金、生命保険金などの収入	所得費や譲渡費用 収入を得るために要した費用	
利 子	公社債の利子、公社債投資信託の収益の配分金などの収入 (注)20%の源泉徴収がなされているものは、申告不要です。		
山 林・ 退 職	山林…山林伐採による譲渡などの収入 退職…退職金や一時恩給など退職により受ける収入	山林…取得費、伐採費など 退職…退職所得控除額	
分離短期・長期	土地、建物等の譲渡による収入	取得費や譲渡費用など	
株式等の譲渡等	売却額		
先物取引に係る所得			
給 与	給料、賃金、賞与などの収入 給与収入から給与所得を求めるには、「簡易給与所得表」で求められます。「簡易給与所得表」がないときには下記の算式で求めることもできます。		
	給与の収入総額から給与所得を求める計算方法		
	1円～ 650,999円まで	給与所得=0円	
	651,000円～ 1,618,999円まで	収入総額-650,000円	
	1,619,000円～ 1,619,999円まで	給与所得=969,000円	
	1,620,000円～ 1,621,999円まで	給与所得=970,000円	
	1,622,000円～ 1,623,999円まで	給与所得=972,000円	
	1,624,000円～ 1,627,999円まで	給与所得=974,000円	
	1,628,000円～ 1,799,999円まで	この範囲のときは、まず下の①、②の算式により「年調給与額」を求めた後、右記の算式にあてはめて給与所得額を求めます。(計算例)参照	
	1,800,000円～ 3,599,999円まで		年調給与額×60%
	3,600,000円～ 6,599,999円まで		年調給与額×70%-180,000円
	6,600,000円～ 9,999,999円まで	年調給与額×80%-540,000円	
	10,000,000円～	収入総額×90%-1,200,000円	
	10,000,000円～	収入総額-2,200,000円(上限)	
	◎「年調給与額」の求め方 [収入総額 1,624,000円～6,599,999円までのとき]		
① $\frac{\text{給与の収入総額}}{4,000} = \text{商}$ (商とは割り算の答えです。この商の値は正の整数とします。)			
② $\text{商} \times 4,000 = \text{[年調給与額]}$			
☆ (計算例)「年調給与額」の求め方 収入総額 2,523,167円の時			
① $\frac{2,523,167\text{円}}{4,000\text{円}} = 630.7917\text{…}$ (630が商の値です。)			
② $630 \times 4,000 = 2,520,000\text{円}$ (年調給与額) (求める給与所得額) $2,520,000\text{円} \times 70\% - 180,000\text{円} = 1,584,000\text{円}$			
※なお、「給与所得者の特定支出控除」を受けるときは、上記の計算は不要となります。ただし、「給与支払者の証明書」及び「交通機関等の証明書」が必要となります。			

◎所得控除

種 類	内 容	控除金額
雑 損 控 除	令和元(平成31)年中に災害や盗難、横領により資産に損害をうけたとき ①その年の損失の金額-総所得金額等の合計額×10% ②損失の金額のうち災害関連支出の金額-5万円	左の①、②のうち多い方の金額
医 療 費 控 除	あなたやあなたと生計を一にする親族のため、令和元(平成31)年中に支払った医療費 { 支払った医療費の額 - 保険金等で補てんされる金額 } - { 「10万円」と「総所得金額等の合計額の5%」 } といずれか少ない方の金額	最高限度額200万円 ※セルフメディケーション税制との併用はできません
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	あなたやあなたと生計を一にする親族のため、令和元(平成31)年中に支払ったスイッチOTC医薬品購入費 (支払ったスイッチOTC医薬品購入額-保険金等で補てんされる金額) - 1万2千円 ※申告される方が、健康の保持促進及び疾病の予防への一定の取組を行っている必要があります。	最高限度額8万8千円 ※医療費控除との併用はできません
社会保険料控除	令和元(平成31)年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金、国民年金基金、雇用保険、厚生年金、農業者年金など)	支払った社会保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	令和元(平成31)年にあなたが支払った次の掛金 ①小規模企業共済法に基づく共済掛金 ②確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金 ③地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金	支払金額の全額

種 類	内 容	控除金額																																											
生命保険料控除	<p>令和元(平成31)年中に支払った、あなたやあなたの親族を受取人とする生命保険料や、一定の要件にあてはまる個人年金保険料、介護医療保険料の控除額は次の①、②、③の合計額です。</p> <p>【一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除額をそれぞれ以下により計算】</p> <p>①平成24年1月1日以降に契約したもの(新契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12,000円以下……………支払保険料の全額 ・12,000円を超え32,000円以下 ……支払保険料×1/2+ 6,000円 ・32,000円を超え56,000円以下 ……支払保険料×1/4+ 14,000円 ・56,000円超……………28,000円 <p>②平成23年12月31日以前に契約したもの(旧契約)(一般の生命保険料、個人年金保険料のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15,000円以下……………支払保険料の全額 ・15,000円を超え40,000円以下 ……支払保険料×1/2+ 7,500円 ・40,000円を超え70,000円以下 ……支払保険料×1/4+ 17,500円 ・70,000円超……………35,000円 <p>③一般の生命保険料、個人年金保険料について、①(新契約)と②(旧契約)両方の控除を適用する場合</p> <p>①で計算した控除額+②で計算した控除額(限度額28,000円)</p>	<p>左記の式で計算した金額 最高限度額70,000円</p> <p>※新契約・旧契約両方の支払いがある場合は、左記の①～③のうち有利なものを選択することができます。</p>																																											
地震保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にしている配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、地震等を原因とする火災等による損害の額を補てんする保険金等が支払われる契約に基づいて、令和元(平成31)年中に支払った保険料の控除額は次のとおりです。</p> <p>①地震保険料の支払いがあったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50,000円以下……………支払保険料×1/2 ・50,000円超……………25,000円 <p>②旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに契約したもの)の支払いがあったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,000円以下 ……全額 ・5,000円を超え15,000円以下……………支払保険料×1/2+2,500円 ・15,000円超……………10,000円 <p>③地震保険料と旧長期損害保険料の支払いがあったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険料控除額+旧長期損害保険料控除額(最高25,000円) <p>※一つの保険契約が上記①及び②のいずれにも該当する場合は、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。</p>	<p>左記の式で計算した金額 最高限度額25,000円</p>																																											
障害者控除	<p>あなたやあなたと生計を一にしている配偶者、扶養親族で心身喪失の状況にある人、常に就労を要し複雑な介護を受けている人、知的障がい、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人などです。</p>	<p>特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円 その他 260,000円</p>																																											
寡婦控除	<p>次の①か②に該当する人。</p> <p>①夫と死別又は離婚後再婚していない人や夫の生死の不明な人で、扶養親族や所得の合計が38万円以下の生計を一にする子がある人</p> <p>②夫と死別後再婚していない人や夫の生死の不明な人で、合計所得金額が500万円以下の人</p>	260,000円																																											
	<p>上記①に該当する人で、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人</p>	300,000円																																											
寡夫控除	<p>妻と死別又は離婚後再婚していない人や妻の生死の不明な人で、合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人</p>	260,000円																																											
勤労学生控除	<p>あなたが大学や高校などの学生や生徒で合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下である人</p>	260,000円																																											
配偶者控除	<p>令和元年12月31日現在(年の途中で死亡した人については、その死亡の日現在)で生計を一にする配偶者で、令和元(平成31)年中の合計所得金額が38万円以下の人</p>	左記のとおり																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税義務者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td colspan="2">控除適用なし ※同一生計配偶者の場合、障害者控除は適用される</td> </tr> </tbody> </table>		納税義務者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1,000万円超	控除適用なし ※同一生計配偶者の場合、障害者控除は適用される																											
	納税義務者の合計所得金額			控除額																																									
			控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																									
	900万円以下		33万円	38万円																																									
900万円超 950万円以下	22万円	26万円																																											
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																											
1,000万円超	控除適用なし ※同一生計配偶者の場合、障害者控除は適用される																																												
配偶者特別控除	<p>納税義務者は、生計を一にする配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合には、下表の「納税義務者の合計所得金額」と「配偶者の合計所得金額」の区分に応じた控除が受けられます。 ※配偶者自身が納税者として、この控除の適用を受けている場合は適用されません。</p>	左記のとおり																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下の 場合</th> <th>900万円超 950万円以下の場合</th> <th>950万円超 1,000万円以下の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超～90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超～95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超～100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超～123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>123万円超</td> <td colspan="3">控除適用なし</td> </tr> </tbody> </table>		配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			900万円以下の 場合	900万円超 950万円以下の場合	950万円超 1,000万円以下の場合	38万円超～90万円以下	33万円	22万円	11万円	90万円超～95万円以下	31万円	21万円	11万円	95万円超～100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超～105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超～110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超～115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超～120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超～123万円以下	3万円	2万円	1万円	123万円超	控除適用なし		
	配偶者の合計所得金額			納税義務者の合計所得金額																																									
			900万円以下の 場合	900万円超 950万円以下の場合	950万円超 1,000万円以下の場合																																								
	38万円超～90万円以下		33万円	22万円	11万円																																								
	90万円超～95万円以下		31万円	21万円	11万円																																								
	95万円超～100万円以下		26万円	18万円	9万円																																								
	100万円超～105万円以下		21万円	14万円	7万円																																								
	105万円超～110万円以下		16万円	11万円	6万円																																								
	110万円超～115万円以下		11万円	8万円	4万円																																								
115万円超～120万円以下	6万円	4万円	2万円																																										
120万円超～123万円以下	3万円	2万円	1万円																																										
123万円超	控除適用なし																																												

種 類	内 容	控除金額
扶 養 控 除	令和元(平成31)年12月31日現在(年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在)で生計を一にする親族や都道府県知事に養育を委託された里子、又は養護を委託された老人で、令和元(平成31)年中の合計所得金額が38万円以下かつ年齢が16歳以上の人 ①70歳以上……………380,000円 ②70歳以上の同居老親等……………450,000円 ③16歳以上70歳未満……………330,000円	左記のとおり
特定扶養控除	扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の人	450,000円
基 礎 控 除	一律の控除です。	330,000円
事業専従者控除	次のいずれか少ない方の金額(1人あたりの専従者控除額) ① 500,000円 (配偶者は860,000円) ② $\frac{\text{事業所得}}{\text{事業専従者の数} + 1}$ (※事業専従者に該当する人は、配偶者控除、配偶者特別控除または扶養控除の対象となりません。)	左記のとおり

寄附金税額控除

都道府県、市区町村、住所地の都道府県共同募金会及び住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金、または公益社団法人、公益財団法人等に対する寄付金のうち、県および市が条例で定めるものを支払ったとき。

$$\textcircled{1} \left\{ \begin{array}{l} \text{「令和元(平成31)年中に支出した寄附金の総額」と「総所得金額等の合計額の30\%」} \\ \text{とのいずれか少ない方の金額} \end{array} \right\} - 2,000\text{円} \times 10\%$$

◎都道府県、市町村もしくは特別区に対する寄附を行ったときは、以下の特例控除が加算されます。

$$\textcircled{2} \left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県、市町村又は特別区} \\ \text{に対する寄附金の額の合計額} \end{array} \right\} - 2,000\text{円} \times \left(\frac{90\% - \text{寄附者の}}{\text{所得税の税率} \times 1.021} \right)$$

※控除額の限度額は市県民税所得割額の20%まで
○控除額…①・②の合計額を所得割額より税額控除します。

※公益社団法人、公益財団法人等に対する寄付金のうち、県および市が条例で定めるものの詳細については県または市税務課へお問い合わせください。

調整控除

税源移譲による所得税と個人住民税の人的控除額(扶養控除・基礎控除等)の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額が減額されます。

- 個人住民税の合計課税所得金額(課税総所得金額・課税山林所得金額・課税退職所得金額の合計額)が200万円以下の場合
 - 次の①と②のいずれか小さい金額の5%
 - ①所得税との人的控除額の差額の合計額
 - ②個人住民税の合計課税所得金額
- 個人住民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合
 - {人的控除額の差額の合計額 - (個人住民税の合計課税所得金額 - 200万円)}の5%
 - ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円

配当控除

配当種類	1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定証券投資信託の収益の分配(外貨建等証券投資信託以外)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
特定証券投資信託の収益の分配(外貨建等証券投資信託)	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

税 率

税区分	市民税	県民税
均等割	3,500円	2,000円
所得割(税率)	6%	4%

分離課税所得の税率

所得の種類		市民税	県民税	
短期譲渡所得分	一般所得分	5.4%	3.6%	
	軽減所得分	3%	2%	
長期譲渡所得分	一般所得分	3%	2%	
	優良住宅地	2,000万円以下	2.4%	1.6%
		2,000万円超	3%	2%
	居住用	6,000万円以下	2.4%	1.6%
6,000万円超		3%	2%	
株式等に係る譲渡所得等	非上場株式等	3%	2%	
	上場株式等	3%	2%	
配当所得		3%	2%	
先物取引に係る所得		3%	2%	

税額の計算方法

均等割額 + 所得割額 = 年税額となります。

- 所得割額の計算方法
 - ①収入金額 - 必要経費 = 所得金額
 - ②所得金額 - 所得控除金額 = 課税標準額(1,000円未満切捨て)
 - ③課税標準額 × 税率 - 調整控除額 - 税額控除額 = 所得割額(100円未満切捨て)

※なお、土地や建物、株式などの譲渡所得、分離課税を選択した配当所得及び退職金等は他の所得と分離して課税されます。

※株式などの譲渡所得および配当所得は、納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に、市民税・県民税申告書をご提出いただくことにより、所得税と異なる課税方法を選択することができます。

住宅借入金等特別税額控除

平成14年から平成18年及び平成21年から令和元年までに入居した方で、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人は、住民税の住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。

- 平成26年3月までの間に入居された方(次の①または②のいずれか小さい額が控除額となります)
 - ①所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額
 - ②所得税の課税総所得金額等 × 5% (最高97,500円)
- 平成26年4月から令和元年12月までの間に入居された方(次の①または②のいずれか小さい額が控除額となります)
 - ①所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額
 - ②所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高136,500円)